

# 県産木材を用いた DIYリフォームによる 滞在施設整備事業費補助金



©日置市ひおくん

関係人口の創出により地域を活性化させるため、県産木材を使用して対象施設をDIYリフォームし、滞在施設（簡易宿所・コワーキングスペース等）として運営する方に、補助金を交付します。

補助の交付を受けるためには、リフォーム前の事前申請が必要です。

## 1 申請できる方（補助対象者）

- (1) 対象施設をDIYリフォームにより整備し、当該整備後の対象施設を滞在施設として運営する方
- (2) 対象施設<sup>※1</sup>のDIYリフォーム<sup>※2</sup>に当たり県産木材を使用すること。
- (3) 対象施設において、県産木材を使用したDIYリフォームイベントを実施すること。
- (4) 整備後の滞在施設<sup>※3</sup>の運営を開始した日の翌日から起算して5年以上滞在施設として運営できること。
- (5) 市が取り組む関係人口創出に関する事業に協力する意思を有すること。
- (6) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。

- ※1 対象施設：
  - ・市内に所在する現に居住する者がいない住宅
  - ・市内に所在する現に使用されていない居室若しくは店舗
  - ・市内に所在する現に運営されている滞在施設
- ※2 DIYリフォーム：所有者等が自ら対象施設の改修又は家具の製作を行うこと
- ※3 滞在施設：
  - ・旅館業に係る施設（下宿営業を除く）
  - ・住宅宿泊事業に係る施設
  - ・多拠点居住を支援するサービスに登録する施設
  - ・コワーキングスペース



## 2 補助対象経費

補助対象経費は、対象施設のDIYリフォーム及びDIYリフォームイベントの実施に必要となる以下の経費です。なお、消費税及び地方消費税に相当する額は除きます。

費目	経費の例
報償費	講師、指導者に支払う謝礼金
消耗品費	事務用品等、活動に使用する消耗品の購入に係る経費
印刷製本費	資料の印刷代、イベント宣伝用チラシ等の作製に係る経費
燃料費	工具等の燃料に係る経費
通信運搬費	切手、葉書の購入等に係る経費
保険料	イベント保険料等
委託料	リフォーム設計業務委託等に係る経費
使用料及び賃借料	工具、バス等の借上げに係る経費
原材料費	県産木材等の材料費購入に係る経費
備品購入費	工具等の購入に係る経費（5万円未満のものに限る。）
その他	市長が必要と認める経費

※業者で完結する工事費や県産木材の使用につながらない経費は対象外です。

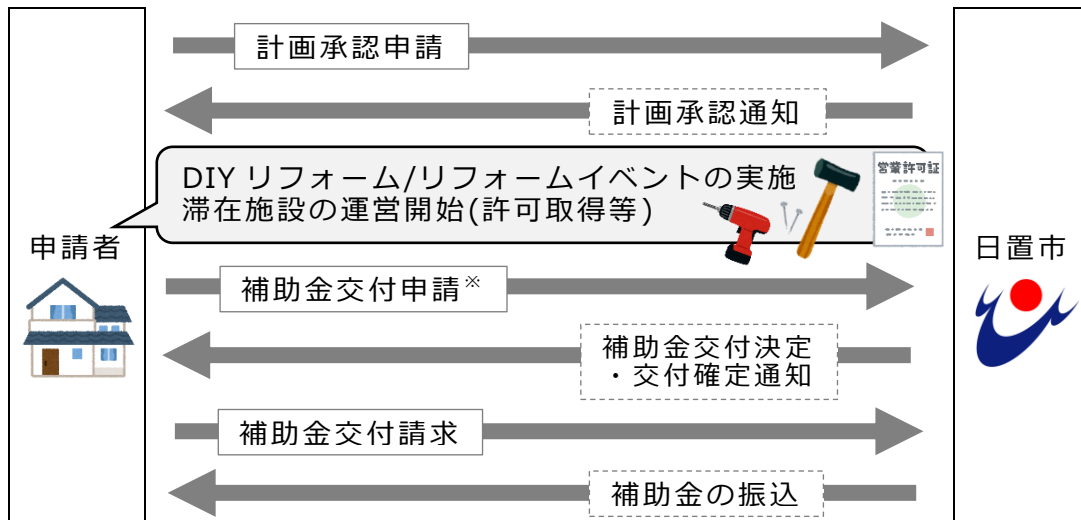
### 3 補助金額

補助対象経費の **2/3** (千円未満切り捨て。上限 100 万円)

なお、補助対象経費が 15 万円未満の場合は、補助対象外です。

### 4 手続きの流れ

補助金の交付を受けるためには、リフォーム実施前の事前申請が必要です。



※補助金の交付申請は、「計画承認通知日」の翌日から2年以内に行う必要があります。

### 5 計画承認申請に必要なもの

- (1) D I Yリフォーム計画承認申請書 (様式第 1 号)
- (2) D I Yリフォーム計画書 (様式第 2 号)
- (3) D I Yリフォームに係る見積書 (内訳明細を確認できるもの)
- (4) 空き家等であることを確認できる書類 (対象施設が空き家等である場合)
- (5) 現に滞在施設として運営していることを確認できる書類 (対象施設が現に運営されている滞在施設である場合)
- (6) 対象施設の所有者を確認できる書類
- (7) D I Yリフォーム実施同意書 (様式第 3 号) (D I Yリフォームの実施者が対象施設の所有者以外の者である場合)
- (8) 建物全体及びD I Yリフォーム箇所の写真

### 6 補助金交付申請に必要なもの

- (1) 県産木材を用いたD I Yリフォームによる滞在施設整備事業費補助金交付申請書 (様式第 1 号)
- (2) D I Yリフォーム計画 (変更) 承認通知書の写し
- (3) 領収書の写し (内訳明細を確認できるもの)
- (4) D I Yリフォーム前及びD I Yリフォーム後の写真
- (5) 実施したD I Yリフォームイベントの内容が確認できる書類及び写真
- (6) 県産木材を使用したことが確認できる書類
- (7) 旅館業法に基づく許可を受けていること、住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていること、多拠点居住支援サービスに登録していること又はコワーキングスペースとして運営していることを確認できる書類

### 【問い合わせ先】

日置市地域づくり課 定住促進係

住所：日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

電話：099-248-9408(直通) FAX：099-273-3063 Email：teiju@city.hioki.lg.jp